

第54回機械振興賞受賞候補者募集要領

1. 表彰対象

独創性、革新性および経済性に優れた機械産業技術に関わる研究開発およびその成果の実用化により、新製品の製造、製品の品質・性能の改善、または生産の合理化に顕著な業績をあげたと認められる企業・大学・研究機関(以下「企業等」という。)および研究開発担当者(一業績につきおおむね**5人程度**を限度とし、事情により当該企業等に属さない者も含む。)とします。

ただし、当該研究開発は、おおむね**過去3年以内**に完成したものに限りします。

2. 募集方法

一般財団法人 機械振興協会会長(以下「会長」という)より、機械産業に関わる関係団体、地方公共団体、国公立試験研究機関、学会等に募集を依頼し、受賞候補者の推薦を求めます。また、受賞候補者による自薦も受け付けます。

受賞候補者の募集期間は4項に定める期間とします。

3. 提出書類

3.1 推薦・自薦書

協会Webページにある第54回機械振興賞受賞候補者推薦・自薦書(その1～3)に所要事項を記入してください。推薦・自薦書(その1)における業績の題目は商品名や特殊な記号等を含まず、冗長的な表現を避け、簡潔で内容が理解できる表現にしてください。推薦・自薦書(その2)には開発の背景(開発に至った背景・課題等)、技術上の特長、実用上の経済性、特許の出願・登録の状況などを文章で簡明に記述してください。

また、推薦・自薦書(その3)には開発した機械・装置等および技術の内容の概略をまとめて記述してください。

なお、推薦・自薦書(その2、その3)は、ワープロで作成して送付してください。様式は Web ページ(<http://www.jspmi.or.jp/tri/prize/>)より取得したものを使用してください。

推薦・自薦書(その2、その3)はそれぞれA4判1枚にまとめてください。

3.2 添付書類

推薦・自薦書の他に、以下の書類を必ず添付してください。

(1) **詳細な内容説明書**(A4判10頁以内。審査のみに使用し、部外秘とします。)

- ① 開発の背景 開発の目的、必要性を専門外の方にも分かるように記述してください。また、複数の団体による共同開発の場合は、それぞれの団体の役割分担等を具体的に記述してください。
- ② 技術的説明 開発した機械装置および技術の内容を図、表、写真などを用いて分かり易く記述してください。
- ③ 経済的説明 開発した機械によって生ずる経済的効果等を、できるだけ具体的な数値で記述してください。
- ④ 機械の価格 開発した機械・装置の規模が把握できる価格を記述してください。
- ⑤ 納入実績 生産数と販売数(販売開始前の場合、生産予定台数等)を記述してください。
- ⑥ 類似機械との比較(他社の類似機械との性能等の比較を表にしてください。他社に類似機械が無い場合は自社の従来機と比較してください。比較対象がない場合は、優位性を示す客観的な根拠を示してください。)
- ⑦ 波及効果 開発した機械・装置による二次的な効果や全く別の分野に波及する効果を記述してください。
- ⑧ 特許等 名称および出願(または公開・特許・実用新案)番号を明記してください。

(2) **参考資料**(公開されているものを添付してください。)

- ① 特許関係 登録、公開されているものがある場合は、主なものについて公報の写し(2件以内)を添付書類として提出してください。)
- ② カタログ等 開発した機械・装置の技術的ポイントを中心としたものを添付してください。
- ③ 論文等 当該業績について学協会誌等への掲載論文のある場合は、主なものについてそのコピー2件以内を添付してください。

4. 推薦・自薦書等の提出

推薦による応募の場合、推薦・自薦書(その1)には**推薦者の押印**を、自薦の場合は、**自薦する団体の押印**をお願いします。また、推薦・自薦書は、募集期間中(2019年4月1日(月)から5月31日(金)必着)に、推薦・自薦書と添

(裏面へ続く)

付書類を下記に提出してください。提出は郵送または電子メール等をお願いいたします。また、できるだけ**電子データでの提出**をお願いいたします。カタログ等の印刷物を資料として添付する場合は、6部提出してください。

提出先、問い合わせ先

〒203-0042 東京都東久留米市八幡町1-1-12

(一財)機械振興協会 技術研究所 産学官連携センター(東久留米) 賞事務局

Eメール prize@tri.jspmi.or.jp 電話 042-475-1168 FAX 042-474-1980

5. 選考

会長が委嘱する学識経験者より成る審査委員会により行います。

審査スケジュール(予定)

- ①募集(4～5月)、②書類審査(6～7月)、③ヒアリング審査(7～8月)*、④現地調査(8月～9月)、⑤審査委員会(10月)、⑥受賞者の発表(12月)、⑦表彰式(1月～2月) ※省略する場合があります

6. 表彰方法

- (1) 会長は、特に優秀と認められるものについて経済産業大臣賞および中小企業庁長官賞の授与を申請するものとします。
- (2) 会長は、機械振興協会会長賞、審査委員長特別賞および奨励賞の受賞者に対し、会長名の賞状を贈呈します。
- (3) 会長は、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞、機械振興協会会長賞および審査委員長特別賞を受賞する企業等に対し、記念品を贈呈します。
- (4) 会長は、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞、機械振興協会会長賞および審査委員長特別賞を受賞する企業等に対し、賞金を贈呈します。賞金の額は、経済産業大臣賞は80万円、中小企業庁長官賞は50万円、機械振興協会会長賞は30万円、審査委員長特別賞は20万円(研究開発担当者が複数である場合も、これらと同額)とします。

7. 後援(予定)

経済産業省、中小企業庁、中小企業基盤整備機構、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、東京中小企業投資育成、名古屋中小企業投資育成、大阪中小企業投資育成、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、発明協会、JKA、日本機械工業連合会、日本技術士会、中小企業診断協会、日本経済新聞社、日刊工業新聞社

8. 賞の取り消し等

以下の場合、応募を無効、または表彰の取り消しを行います。

- ① 本制度の目的を損なうような行為、あるいは申請書類等に虚偽の記載があった場合。
- ② 法令違反、他者の知的財産の侵害等社会通念上表彰対象としてふさわしくないことが明らかになった場合。
- ③ 社会通念上極めて重大な公害・災害・死亡事故等の不祥事を起こした場合。
- ④ 受賞者または受賞候補者自らが受賞を辞退した場合。

[注記]

- (1) 外国からの技術導入に基づくものは、原則として選考の対象としません。ただし、独創的な改善が加えられた場合はこの限りではありません。
- (2) 社内専用機、あるいは社内生産システムに関する業績であっても、それが実用化されている場合は選考の対象とします。
- (3) 助成金、奨励金等を受けて行った研究開発の業績も選考の対象とします。
- (4) 他の同種の表彰を受けた業績も選考の対象とします。

※ **個人情報保護**に関して：本募集において入手いたしました個人情報は、本機械振興賞に関する審査と表彰の目的以外での使用はいたしません。

以上